

事業者の皆様へ

湖西市長(税務課扱い)

令和6年度償却資産の申告について

日ごろより、当市の税務行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は毎年1月1日現在所有している償却資産について、その年の1月31日までに資産の所在地の長に申告しなければなりません。

つきましては、「償却資産の申告手引き」等をお読みいただき、該当資産がある場合は下記のとおり申告をお願いします。

記

1 提出期限

令和6年1月31日(水) 郵送・電子(eLTAX)による提出可

※処理の都合上、1月22日(月)までの提出にご協力をお願いします。

2 申告(提出)書類

- ①「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」...普通紙
- ②「種類別明細書(増加資産・全資産用)」...普通紙
- ③「種類別明細書(増加資産・全資産用)」...3枚複写用紙

※申告者の負担軽減・利便性向上のため①の押印は不要とします。

※新規取得した資産がない方は③の提出は不要です。

3 その他

- 令和5年中に新規に開業された個人または新規に設立された法人は**該当資産がない場合でも、「資産なし」の旨ご申告**をお願いします。
また令和5年中に**廃業や事務所閉鎖、解散の手続きをされた方は資産の有無に関わらず申告の必要があります**。「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の備考欄にその旨をご記載ください。
- 非課税又は課税標準の特例に該当する償却資産を新規に取得した場合は、それを証明する書類も提出してください。
- 申告書の評価額から課税標準額欄まで記入された場合は、翌年度は種類別明細書を送付いたしません。
- 申告書の写しが必要な方は、各自でコピーをお取りください。窓口でコピーを希望される場合は複写手数料(1枚10円)がかかります。
- 郵送による提出で申告書の写しに受付印を必要とされる場合は、必ず返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。
- ホチキスは使用せずクリップ等での提出をお願いします。

期限までに申告がなかった場合、前年(令和5年)中に資産の増減がないものとみなし、4月に課税処理を行うことがあります。

4 提出・問合せ先

〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 湖西市役所税務課 資産税係
Tel. 053-576-1217

※新居地域センター、西部地域センターへの提出はできません。

※ 申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがあります。その際、立会いや関連資料の提出を求められることがありますので、ご協力をお願いします。なお、拒否された場合、地方税法第354条の規定により懲役または罰金を科されることがあります。また、調査に伴い申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく5年度分まで遡及することもありますので、ご了承ください。